○外務省令第九号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第一項の規定に基づき、研修員手当の支給に関する規則を次のように定める。

令和六年三月三十日

外務大臣　上川　陽子

研修員手当の支給に関する規則

（手当の月額の換算率）

第一条　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第一項に規定する外務省令で定める換算率は、支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十一条第二項第四号の規定により定められた外国貨幣換算率によるものとする。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○財務省令第十四号

所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）及び所得税法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百四十一号）の施行に伴い、並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第九条第一項第十六号、第十一条第三項、第百十二条第一項、第百二十条第一項第八号、第百二十三条第二項第九号、第二百三条の六第七項、第二百二十条、第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項及び第三項、第二百二十七条並びに第二百三十一条第一項並びに所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第四十一条の二第一項、第五十一条の三第二項、第三百三十九条第十項及び第三百五十二条の四第一項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、所得税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

財務大臣　鈴木　俊一

所得税法施行規則の一部を改正する省令

所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第三項第一号中「病児保育事業又は」を「病児保育事業」に、「に係る」を「又は同条第二十一項に規定する親子関係形成支援事業に係る」に改める。

第七条第二項中「、健康保険の被保険者証」を削る。

第十六条第一項中「第五十一条の三第一項第三号」を「第五十一条の三第一項第四号」に改め、同条第二項第一号中「次条第一項」を「次条第一項第四号」に、「名称及び」を「氏名又は名称及び住所若しくは居所又は」に改め、同項第四号中「第五十一条の三第一項第二号」を「第五十一条の三第一項第三号」に改め、同項第五号中「次条」を「次条第一項第三号」に改める。

第十六条の二第一項第一号中「名称、本店又は」を「氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは」に、「及び」を「及び個人番号又は」に改め、同項第四号中「し、又は」を「し、若しくは」に改め、「金融機関の営業所等」の下に「又は同項第二号に規定する金融商品取引業者等の同条第二項に規定する営業所等」を加え、「同項第二号」を「同条第一項第三号」に改める。

第四十六条第六号ロ中「予定納税額」の下に「（令和六年分の所得税につき当該居住者が当該申請をする場合には、租税特別措置法第四十一条の三の六第四項第一号（令和六年分の所得税の予定納税額の減額の承認の申請の特例）に規定する控除前第一期予定納税額）」を加え、同条第七号を同条第九号とし、同条第六号の次に次の二号を加える。

七　令和六年分の所得税につき法第百十一条第一項又は第二項の規定による申請をする場合において、租税特別措置法第四十一条の三の五第一項若しくは第二項（令和六年分の所得税に係る予定納税に係る特別控除の額の控除）又は第四十一条の三の六第一項の規定の適用があるときは、同法第四十一条の三の五第三項に規定する予定納税特別控除額又は同法第四十一条の三の六第六項に規定する減額の承認に係る予定納税特別控除額

八　租税特別措置法第四十一条の三の六第四項第一号に規定する控除未済等予定納税特別控除額がある場合には、当該控除未済等予定納税特別控除額

第四十七条第三項第二十三号を同項第二十四号とし、同項第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三　租税特別措置法第四十一条の三の三第一項（令和六年分における所得税額の特別控除）の規定の適用がある場合には、次に掲げる事項

イ　租税特別措置法第四十一条の三の三第二項に規定する令和六年分特別税額控除額（ロ及びハにおいて「令和六年分特別税額控除額」という。）

ロ　令和六年分特別税額控除額に係る租税特別措置法第四十一条の三の三第二項に規定する同一生計配偶者を有する場合には、当該同一生計配偶者の氏名、生年月日及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び生年月日）並びに当該同一生計配偶者が控除対象配偶者でない場合には、その旨

ハ　令和六年分特別税額控除額に係る租税特別措置法第四十一条の三の三第二項に規定する扶養親族を有する場合には、当該扶養親族の氏名、生年月日、当該扶養親族を有する居住者との続柄及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び当該扶養親族を有する居住者との続柄）

第四十八条第一項第四号中「第二十二号」を「第二十三号」に改める。

第七十七条の四第七項中「第三十条の九（国の機関等への本人確認情報の提供）」を「第三十条の七第四項（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等）」に改める。

第九十二条の二第一項第一号イ中「次条第二号」を「次条第一項第二号」に、「同項第二号」を「第九十五条の二第一項第二号」に改める。

第九十二条の三に次の一項を加える。

2　令第三百五十二条の四第一項に規定する支払をする者が、同項に規定する支払を受ける者から前項の規定による承諾を得ようとする場合において、当該支払をする者が定める期限までに当該承諾をしない旨の回答がないときは当該承諾があつたものとみなす旨の通知をし、当該期限までに当該支払を受ける者から当該回答がなかつたときは、当該承諾を得たものとみなす。